

朝鮮総督府官僚の民族構成に関する基礎的研究

—民族問題と民族格差の内包—

岡本 真希子

はじめに

本稿では、1910年から1945年までの植民地期朝鮮に設置された朝鮮総督府の官僚群について、その民族構成の基礎的な分析を行う。従来の植民地朝鮮期の歴史に関しては、「支配政策史対民族運動」という二項対立図式が描かれることが一般的であったが、近年ではこの二項対立の図式に回収しきれない「植民地認識の『グレーゾーン』」¹とでもいうべき領域にスポットがあてられつつある。とりわけ分析対象とされているのが、朝鮮の地方諮問・議決機関の朝鮮人議員たちや、末端の行政機構の朝鮮人官僚・下級職員たちなど、「政治参加」や「統治機構への参入」を志向した朝鮮人たちである²。他方で支配政策史においては、官僚組織内部の多様な様態が明らかにされつつある。従来の研究では各総督に着目して当該時期の朝鮮総督府の動向が分析されてきたのに対し、近年では、総督以外の高級官僚や技術官僚といった個々の官僚に焦点を当てた研究の蓄積が進みつつある³。また、植民地統治機構を支える制度・機構に関する研究の蓄積も進みつつある⁴。ただし、分析対象とされた官僚の朝鮮総督府内における位置や、官僚組織内部の朝鮮人と内地人⁵の相関関係などといった、背景となる基礎的な部分については説明不足のままに個々に研究が進行しているきらいがある。そこで、本稿では近年の研究成果をふまえて、官僚の階層に着目しながら、朝鮮総督府官僚の民族構成に関する基礎的な見取り図を描くことを目指す。

¹ 尹海東「植民地認識の『グレーゾーン』」(『現代思想』2002年5月号、青土社)、参照。

² こうした側面に関する研究状況とそれがはらむ問題点については、岡本真希子「植民地期の政治史を描く視角について—体制の内と外、そして「帝国日本」」(『思想』第1029号・2010年1月号、岩波書店、2009年12月)、参照。

³ 松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』(思文閣出版、2009年)。

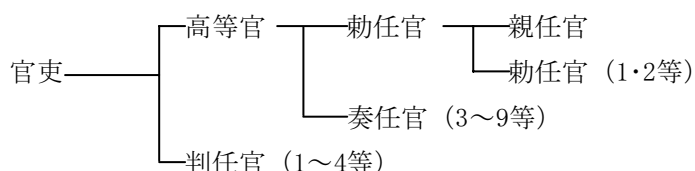
⁴ 制度・機構に着目し、なおかつ主に高級官僚群の異動動態を分析したものに、岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』(三元社、2008年)がある。なお、制度・機構に関する先行研究に関しては、前掲岡本2008年の序章・第5章、松田利彦「朝鮮における植民地官僚—研究の現状と課題」(前掲松田ほか編、2009年)25～26頁、参照。

⁵ 本稿では、日本人という呼称ではなく、戦前期日本で用いられた呼称である内地人を用いる。戦前期日本では「日本人」という用語は、対外的には日本国籍保持者をさしており、そのなかには、朝鮮人も含まれているため、これを用いず、当時の戸籍の弁別に従い内地人・朝鮮人という呼称を用いる。

I. 朝鮮総督府の規模・階級と民族構成⁶

朝鮮総督府は、帝国日本の官僚機構のなかでも第一の規模を誇る巨大官庁であった。例えば、1926年末日現在の時点では、本国・植民地の全官庁の官僚数(国費支弁職員)の総計148,014名のうち、朝鮮総督府は28,657名で、全体の約19.4%もの比率を占めた⁷。

朝鮮総督府も含めて、帝国日本の植民地官僚制度は、本国の官僚の身分秩序を持ち込んだものであり、官等により天皇からの身分的距離が厳密に区分されていた。官吏は、下記に示したように、大きくは、高等官と判任官に分かれていた(上段ほど身分が高い)。高等官は、親任官を除いて、1等から9等まで分けられ、高等官1・2等は勅任官、高等官3～9等は奏任官とされた。無味乾燥にも見えるこの階級制度は、本国でも植民地でも、出世という観点からみて、官僚にとっては非常に大きな意味を持つものであった。



では、朝鮮総督府における各階級の構成はどのようなものであったのか。まず、全職員数だが(【資料1】・【資料2】参照)、嘱託・雇員まで把握できる1913年を見ると2万3千名強、そして数字が確認しえる1942年の時点では10万名を超える規模で、官僚組織の膨張が確認しえる。このなかには、朝鮮人職員数が一定程度の層を形成していたことがわかるが、ただし、内地人官僚数を凌駕することはなかった。次に、各階級における民族構成を見る。親任官・勅任官は(【資料1】参照)、朝鮮人は1913年39名から1942年は38名でほぼ横ばい状態で、内地人は1913年44名から1942年129名へと約3倍の増加、両者の量的格差は(【資料3】参照)時代とともに大きく拡大していった。奏任官では(【資料1】参照)、朝鮮人は1913年で305名から1942年404名で約100名増加、内地人は1913年の700名から1942年では1883名で1,200名弱の増加で、両者の量的格差は(【資料4】参照)やはり大きく拡大していった。判任官では(【資料1】参照)、朝鮮人は1913年4,048名から1942年15,479名へと増加と約11,400名の増加、だが内地人は1913年7,708名から1942年32,627名(【資料1】参照)で約24,900名も増加し、ここでも両者の量的格差は(【資料5】参照)次第に広がった。これらとは逆に、雇員では、朝鮮人雇員は1913年4,651名から1942年29,162名へと増加し(【資料1】参照)、内地人雇員を凌駕していった(【資料6】)。朝鮮人全職員数を見ると(【資料2】参照)、1930年代後半の総力戦体制期には内地人職員数に迫る勢いを見せ、内地人・朝鮮人の関係は拮抗してゆくかのようにも見えるが、階級別に見ると、朝鮮人職員の増大部分は雇員によって担われており、上層部ほど内地人数が増大し優位が維持されたまま朝鮮人との格

⁶ 本章は、岡本真希子「解説 朝鮮総督府・組織と人」(宮田節子監修「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録 (3) 朝鮮総督府・組織と人」『東洋文化研究』第4号、学習院大学東洋文化研究所、2002年)、および、前掲岡本2008年の第1章・第4章をもとに執筆。

⁷ 内閣統計局編纂『第四十六回日本帝国統計年鑑』(内閣統計局、1927年)598-599頁。

差が拡大していったといえる。

次に朝鮮総督府の本府と地方庁の民族構成を概観する。朝鮮総督が勤務し各局が設置されていた支配機構の本丸たる本府では(【資料7】参照)、どの階級でも一貫して内地人が大部分を占有していた。次に、全朝鮮規模で支局や分署を有する鉄道・通信・専売・税務など現業職員を多く抱える所属官署では(【資料8】参照)、高等官・判任官では内地人の量的優位が保持された一方で、特に戦時下では現業部門における朝鮮人嘱託・雇員の増大が確認できる。道・郡などの地方庁では(【資料9】・【資料10】)、内地人高等官数の増大と朝鮮人高等官数の横ばい状態、判任官における朝鮮人・内地人の増大、および内地人に対して朝鮮人が戦時下においても三分の二強の比率を保持していたこと、嘱託・雇員においてはつねに朝鮮人が多数であったことがわかる。本府における内地人の占有、および地方庁においても内地人高等官の増大、現業機関・地方庁における朝鮮人下級職員の増大、地方庁における朝鮮人官僚群の存在というように、本府・地方庁という勤務地によって、また官吏の階級によって、民族構成は異なるものになっていた。

さらに各階級における給与と民族間格差の有無を見てゆく。朝鮮総督府官僚の給与は、本俸と諸手当の二種類から構成され、本俸は、本国の諸官庁や他の植民地とともに「高等官官等俸給令」で規定されていた⁸。他方で、1910年から1919年までは朝鮮人官僚の本俸は「朝鮮人タル文官ノ分限及給与ニ関スル件」(明治43年勅令第430号)で定められ、民族別俸給制度をとっていた。朝鮮人官僚の給与は内地人官僚よりも低く抑えられ両者には大きな格差があったが⁹、三・一独立運動後の「文化政治」期の1919年10月、本俸の民族別俸給制度は廃止された。本俸は、その官等と職に応じて厳密に定められ(【資料11】参照)、また、親任官である朝鮮総督は本国における大臣と同等、勅任官1・2等に当たる本府の各局長は本国の政務次官と同等、道知事は勅任官1・2等に該当し本国の各府県知事と同等であるなど、本国の各省の序列に比して遜色のない官等と給与が保障されていた。

内地人官僚に対しては、本俸だけではなく、別途に優遇手当が支給された。その代表的なものが植民地在勤加俸(「外地加俸」「外地手当」などともいう)である¹⁰。この制度は、朝鮮在勤者は本国在勤者に比して高等官で5割・判任官で6割の手当を支給するもので(【資料12】参照)、内地人には勤務地による給与格差として認識されていた。この制度はまず台湾総督府で導入されたが、日清戦争の結果領有した台湾に急遽設置した台湾総督府に官僚をかき集めるために、“優秀な人材を植民地に招来するため”“植民地在勤の労苦に報いるため”などの理由で導入され、これと同様の理由は朝鮮総督府にも用いられた。台湾総督府では基本的に台湾人を官吏に登用せず内地人で占有していたため、民族格差問題として批判の対象となるのは1920年代以降であった。だが、法文上に適用対象を内地人と明記していたこの制度は、たとえ内地人と同じ資格を具備した朝鮮人官僚(例えば文官高等試験合格者など)に対してでも適用を除外し、適用基準は民族により弁別されたため、朝鮮総督府内部における内地人・朝鮮人官僚間の給与格差は際立つこととなった。このほかにも、恩給在官年加算制度、宿舍料

⁸ 「高等官官等俸給令中改正」(明治43年勅令第377号)。1910年10月1日施行。

⁹ キム・ミンチョル「朝鮮総督府職員録解題」(韓国歴史情報統合システム <http://www.koreanhistory.or.kr>)。

¹⁰ 植民地在勤加俸の制定過程と変遷、朝鮮・台湾人からの批判については、前掲岡本2008年の第4章2節、第9章・第10章、参照。

支給など¹¹、内地人官僚のみを適用対象とした優遇制度が設定されていた。これらの制度は、内地人官僚にとっては朝鮮人官僚に対する優越感、他方で本国在勤者に対する植民地在勤者の“労苦”の意識を抱く契機となった。朝鮮人官僚側からすれば、「一視同仁」・「内鮮一体」論などと矛盾する格差を、日常的に実感する契機となった。そのため、例えば1930年代初頭に本国政府が植民地在勤加俸の削減を試みた際には、朝鮮総督府の朝鮮人官僚と内地人官僚とは異なる動向を見せ、朝鮮総督府上層部は両者の分裂の表出に対して危機感を抱いて抑え込んだこともあった。朝鮮総督府内部においては、民族別に異なる意識や利害を持つ個人や集団を包含していた側面を指摘できるのである。

Ⅱ.本府における民族構成

以下では、官吏の階級順に、本府の具体的な職とともに民族構成を見てゆく。

まず、トップの地位にある総督だが、臨時代理総督(宇垣一成)や同一人物の二度の就任(宇垣、斎藤実)も1名として算出すると、全部で10名が就任し、全てが内地人であった(【資料13】・【資料14】参照)。総督の任用資格は「朝鮮総督府官制」で定められ、1910年から1919年には武官専任制、1919年以後は文官も任用可能な文武官併任制に改変されたが、朝鮮総督には武官が就任し続けた。ただし文官の総督任用が考慮されなかったわけではなく、例えば1919年には長らく政務総監であった山県伊三郎が、また、1929年には台湾総督経験者で内務官僚系の伊沢多喜男などが具体的候補となったこともあった。だが本国の政治勢力間の駆け引きや、朝鮮統治を政党政治の外に置くべしとする世論・昭和天皇の意向などもあり葬りさられた経緯がある。なお、1927年から1945年までの山梨・斎藤・宇垣・南・小磯・阿部の全総督は、就任に際して予備役編入の措置をとるか、あるいは予備役の軍人から総督が任命されており、現役軍人からの任用は行われていない。

ナンバー・ツーの地位は親任官の政務総監である(【資料13】・【資料14】参照)。全部で10名が就任し、これも全て内地人であった。総督の“女房役”たる政務総監は、基本的には総督と去就を共にしたが、1920年代の本国の政党政治期においては、総督人事ともども政党内閣の意向と不協和音を起こし、本国と朝鮮総督府との摩擦の焦点ともなった¹²。また、朝鮮人側においては、政務総監を二人設置しそのうち一人には朝鮮人を任用すべしとの意見などもあったが¹³、実現することはなかった。

次に局長だが、局長は勅任官であり、ここに到達できるか否かは官吏にとって出世の分かれ道であった。この局長たちも、2名を除いて内地人が就任した。朝鮮人局長としては、李軫鎬(1924年12月～1929年2月)・嚴昌燮(1944年8月17日就任)の2名が学務局長に任命されただけである。初の朝鮮人局長の登用は斎藤実総督期であり、この人事の際には朝鮮人の「重用」が喧伝された。李軫鎬の局長就任は、前述の朝鮮人政務総監期待論を生み、あるいは、李軫鎬局長のもとに教育に関する要望を

¹¹ 前掲岡本2008年の第4章3節(3)・第4節(2)、参照。

¹² 以上の人事異動に関する記述については、前掲岡本2008年の第8章、参照。

¹³ 「有吉総監朝鮮の批評」・「知事位では不満足だ 鮮人の総監を望む」(『東京朝日新聞』1922年6月17日)、「倉富勇三郎日記」(国立国会図書館所蔵「倉富勇三郎関係文書」1928年12月10日の条)。「朴重陽について」(前掲『東洋文化研究』第4号)314頁。前掲岡本2008年504・519頁。

持ちこむ朝鮮人が多かったことから、斎藤の後任の山梨総督期にはこれを厄介視して代替ポストを設置して局長からはずすことが画策された。代替ポストとは、総督・政務総監の諮問にこたえる勅任官の「参与官」を本府に新設しようとするもので、山梨総督辞任後に斎藤総督が再就任した際には、斎藤総督・児玉総監は積極的に推進しようとし、結果次第では局長への転任も考えていた。だが、この試みは本国の枢密院との角逐のなかで葬りさられてしまった。こののち、1944年まで局長のポストが朝鮮人に分配されることはなかった¹⁴。

本府の課長クラスの民族構成はどうであったか。課長は、事務官もしくは、鉄道・通信局などの現業部署の一部では技師が就任している。事務官の官等は高等官2～7等で、勅任官もしくは奏任官に該当した(【資料11】参照)。技師もまた高等官2～7等の奏任官であった(【資料11】欄外註3、参照)。1920年～1940年までの本府の部・局に設置された全課長について民族別に表示したのが、【資料15】である¹⁵。毎年のある時点における定点観測的な陣容ではあるが、全体の傾向は看取できる。すなわち、この間の課長に就任した朝鮮人はわずかに学務局宗教課長もしくはその後身の社会課・社会教育課長で各年に1名のみで、その他全ての課長は内地人で占有されていた。1930年代後半以降、戦時体制が深まると官僚組織の膨張とポストの増設によって部・局・課長数は増加してゆき、1920年の45から1940年には75にまで増大した。しかし、この増加部分は内地人が占有しており、これが、前述の本府における内地人高等官の増大の一翼を担っていたことがわかる。なお1940年以後についてだが、1944年12月現在における朝鮮人官吏の「抜擢登用」の本府の事例として、総督官房調査課長・財務局煙草課長・鉱工局勤労課長・学務局調査課長の4課が挙げられており¹⁶、従来に加えて3名の課長の微増は確認しえる。

Ⅲ. 地方庁における民族構成

朝鮮の地方制度には、道・府・邑・面・郡・島があり(【表16】参照)、約10年間隔で大きな制度改変がなされた。これら地方庁の高等官に関しては、韓国併合当初に道長官・郡守・道参与を対象として、朝鮮人官吏を任用できる特別任用令が制定され、試験任用によらない「学識経験アル者」からの任用を可能とした¹⁷。この特別任用令は1920年代の「文化政治」期になると任用可能な対象を拡大し¹⁸、本府の事務官(課長クラスなど)・各道の道事務官(道庁の部長クラスなど)・道理事官(道庁の課長クラスなど)なども、制度的には特別任用の対象となった。

¹⁴ 朝鮮人局長就任問題と代替ポスト(「本府参与官構想」)については、前掲岡本2008年519-521・536-538頁、岡本真希子「総督政治と政党政治」(『朝鮮史研究会論文集』第38集、2000年)42-44頁。

¹⁵ 1920年代に朝鮮人登用が政策として喧伝され始めた「文化政治」期から、「創氏改名」により朝鮮人と内地人の氏名が弁別できなくなる1940年2月までを対象とした。

¹⁶ 「阿部総督時代の概観」(前掲『東洋文化研究』第2号、2000年)223-224頁の宮本正明作成の注(5)による。根拠出典は「第86回帝国議会説明資料」(『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻、不二出版、1994年)。

¹⁷ 「朝鮮人タル朝鮮総督府道長官及参与官及郡守ノ任用ニ関スル件」(明治43年勅令第383号)。

¹⁸ 「朝鮮総督府事務官等ノ特別任用ニ官スル件」(大正10年勅令第26号)。これらの特別任用の変遷については、前掲岡本2008年、251-259頁、参照。1921年・1924年に2度の改正が行われた。

全朝鮮は13の道から構成され、各道に1名ずつ、1910年代には道長官が、1920年代以降には道知事が任命された。道長官・道知事もともに勅任官であった。長官・知事の人事を示したのが【資料17】である。知事は朝鮮人が常に一定程度任命されていたが、13道のうち韓国併合直後は朝鮮人が6名就任していたものの、1914年以降には朝鮮人5名・内地人8名で固定されていた。両者の赴任先の道が入れ替わることはあっても、両者の比率は保たれたままであった。

次に、各道庁の部長・課長クラスの民族構成を見てゆく。13の道にはそれぞれ道庁が設置された。1930年代を例に見ると、道により、あるいは時期により構成は異なり、内務・財政・産業・警察のうち二部～四部制をとり、その下に課を設置していた（【資料18】参照）。道庁の部長には、高等官3～7等の奏任官である道事務官が該当した。各地方庁の課長には、これより官等が1等低く給与が2級程度低い、高等官4～8等の奏任官である道理事官が該当した（【資料11】参照）。1930年代における各道庁の部長・課長の陣容を定点観測的に民族別に示したものが、【資料18】である。一見してわかるのは、道庁の部・課長の大部分もまた、本府の局課長と同様に内地人で占有されていることである。朝鮮人の場合、道や時期によっては警察部保安課長・衛生課長などにも就任しているものの、基本的には産業部長・産業課長がその“指定席”であり、たとえ地方庁であっても多様な職種に任用されたわけではなかった。1930年代の部長・課長の民族別比率は（【資料19】参照）、部長では内地人85%前後、朝鮮人15%前後のまま推移した。課長では、1931年の全道合計113課から1939年には172課と約60課も増加していたが、朝鮮人課長数は11～13課で据え置かれ、増加した課長ポストは内地人が占有していった。そのため、内地人課長の比率は高まっていった。1940年以後については、1944年12月現在における朝鮮人官吏の「抜擢登用」の地方庁の事例として¹⁹、部長では、警察部長・内務部長が各1名、鉱工部長7名、農商部長6名・財務部長5名となっており、全道で改編・新設された部長ポスト（鉱工・農商・財務）²⁰の半数弱が朝鮮人部長となっている。従来からの警察・内務部長には各1名ずつの登用で残りは内地人であることから、全体としては内地人部長が多くを占めるものの、部長ポストにおける朝鮮人の増加は指摘できる。

郡については、1920年代以後は朝鮮全土で218の郡が設置され、各郡に1名の郡守が任命された。郡守は高等官4～8等の奏任官に該当する（【資料11】参照）。隔5年の全郡守の民族構成を定点観測的に示したものが【資料21】だが、朝鮮人郡守は1920年には90%以上を占めていたが、1939年には85%まで減少し、内地人郡守が微増している。内地人郡守の場合は、例えば忠清南道の公州郡・燕岐郡・大田郡などのように、のちに邑へと昇格してゆく指定面などがあって、内地人集住地区を擁する郡がその主な赴任先であったといえよう²¹。

ここまで1930年代までの道庁・郡の民族別構成を見てきたが、両者を合わせて1940年代について見ると、職名は判別しないが、部課長・郡守をも含む道・府・郡・島的高等官数（勅・奏任官の合計）

¹⁹ 前註16と同じ。

²⁰ 1943年9・12月の「朝鮮総督府地方官官制中改正」（昭和18年勅令第747号・896号）により、9月に食糧部を新設、12月に財務部を復活して、かつ、産業部・食糧部を廃して鉱工部・農商部を設置。

²¹ 内地人集住地域の郡・邑における動向については、池秀傑「日帝時代の在朝鮮（邑単位）日本人社会と朝鮮の“地方自治”——忠清南道公州・大田・鳥致院の事例を中心に——」（宮嶋博史・金容徳編著『近代交流史と相互認識Ⅱ 日帝支配期』（日韓共同研究叢書・12）慶應義塾大学出版会、2005年）が示唆に富む。

は(【資料20】参照)、朝鮮人は1941年225名から1943年276名へと50名強の増加が見られるが、内地人は1941年222名から601名であり、約380名分が激増した。従って、上記のように道庁における朝鮮人部長の増加は指摘しえるが、1940年代においても内地人高等官の優位を覆すものではなかったといえよう。

最後に、面長を見てゆく。面長・面吏員などの面職員は、国費支弁の正規の官吏ではないが、面は特に戦時体制下では行政機構の最末端に位置しながら、様々な戦時行政を代替させられており、近年の朝鮮人下級官僚・職員に関する研究も主に面にスポットをあてているように、重要な存在である²²。面長については、【資料21】に、隔5年の全面長の民族構成も定点観測的に示した。1920～1930年代を通じて、一貫して99%前後を朝鮮人面長が占めていた。内地人面長も1920年代には微増していたが、これらは1930年代になると邑へと昇格し、邑長はその7～8割が内地人が占めたように、面長＝朝鮮人、邑長＝内地人、という分布が進んでいったといえる。

おわりに

以上のように、本稿では、朝鮮総督府内部において内地人・朝鮮人官僚の双方の民族別構成を各階級ごとに概観し、かつ、本府・地方庁ごとに職別の民族別構成の基礎的分析を行った。以上の分析を踏まえて、1935年頃を例に、本府・地方庁それぞれの階層図を作成したものが【資料22】である。1940年代の明確な数値が得られないため、この時期に関しては特に地方庁の奏任・判任官部分に関しては多少の相違はあるかもしれないが、総督府官僚の階層別民族構成は、基本的にこの図に示したようであるといえよう。

帝国日本随一の規模を誇った巨大な植民地官庁である朝鮮総督府は、厳密な階級秩序のなかに膨大な官僚群をかかえ、朝鮮全土にくまなくはりめぐらされた官僚組織は、内地人のみならず朝鮮人官僚をも擁していたことから、その内部には民族問題を包含していた。そして、戦時下で朝鮮人官僚の数的増大が看取できるにせよ、内地人官僚もまた増大していたこと、そして、特に本府・地方庁の上層部(高等官)における官僚群の増大部分を内地人が担っていたこと、内地人・朝鮮人官僚間における給与面などでの民族格差は敗戦／解放直前まで維持され続けたこと²³などを考えあわせるとき、内地人官僚と朝鮮人官僚は対等平等な関係ではなく、勤務する日々のなかに民族格差を内包していたことが指摘できるのである。

²² 例えば、松本武祝『朝鮮農村の〈植民地近代〉経験』(社会評論社、2005年)、参照。

²³ 植民地在勤加俸制度は、朝鮮人への徴兵制度実施が目前となった1944年に部分的に改変され、さらに1945年4月の国政参政権付与制度の創設と同時に、「処遇改善」政策の一環として全面改変された。ただし、内地人への加俸支給を撤廃するのではなく、朝鮮人官僚へも加俸を支給するという決着がはかられた。

【資料1】朝鮮総督府及び所属官署職員数(国費支弁職員)

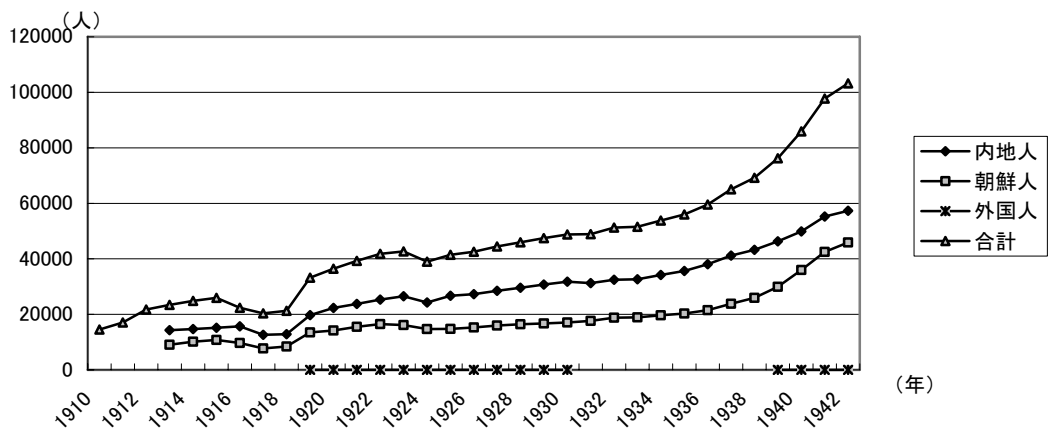
(単位:人)

年	親任官及び勅任官・ 同待遇官			奏任官・同待遇官			判任官・同待遇官			嘱託				雇員			合計			
	内地人	朝鮮人	合計	内地人	朝鮮人	合計	内地人	朝鮮人	合計	内地人	朝鮮人	外国人	合計	内地人	朝鮮人	合計	内地人	朝鮮人	外国人	合計
1910			74			1026			8261										—	14529
1911			78			1089			9602										—	17066
1912			86			1074			10739										—	21759
1913	44	39	83	700	305	1005	7708	4048	11756	162	24	—	186	5709	4651	10360	14323	9067	—	23390
1914	43	41	84	685	305	990	7964	4210	12174	145	24	—	169	5883	5571	11454	14720	10151	—	24871
1915	44	38	82	682	315	997	8053	4861	12914	171	28	—	199	6195	5548	11743	15143	10790	—	25933
1916	44	37	81	697	318	1015	8240	3291	11531	369	34	—	403	6360	5987	12347	15710	9667	—	22377
1917	42	38	80	636	262	898	7294	2480	9774	337	37	—	374	4300	4928	9228	12609	7745	—	20354
1918	44	39	83	671	302	973	7331	2694	11025	177	32	—	209	4642	5370	10012	12865	8437	—	21302
1919	44	36	80	725	316	1041	14344	9737	24081	178	40	1	219	4444	3369	7813	19735	13498	1	33234
1920	43	44	87	741	312	1053	16495	10618	27113	220	41	1	262	4794	3142	7936	22293	14157	1	36450
1921	63	35	98	859	344	1203	17500	11101	28601	241	50	4	295	5108	3993	9101	23771	15523	4	39298
1922	51	35	86	956	355	1311	18439	11240	29679	309	85	4	398	5584	4749	10333	25339	16464	4	41807
1923	53	35	88	970	353	1323	19145	10857	30002	324	71	5	400	6018	4816	10834	26510	16132	5	42647
1924	41	35	76	892	333	1225	17613	9658	27271	286	72	7	365	5448	4587	10035	24280	14685	7	38972
1925	48	37	85	817	329	1146	18394	9569	27963	227	63	5	295	7201	4773	11974	26687	14771	5	41463
1926	59	39	98	905	327	1232	18266	9621	27887	273	112	*10	385	7748	5194	12942	27251	15293	10	42544
1927	62	38	100	960	331	1291	18767	9949	28716	294	126	*14	420	8394	5531	13925	28477	15975	14	44452
1928	62	37	99	1031	330	1361	19269	10118	29387	313	122	*11	435	8884	5804	14688	29559	16411	11	45970
1929	66	37	103	1058	302	1360	19730	10059	29789	360	135	*13	495	9518	6179	15697	30732	16712	13	47444
1930	66	37	103	1077	323	1400	20199	10018	30217	366	121	*16	487	10053	6548	16601	31761	17047	16	48808
1931	65	38	103	1047	323	1370	19417	10154	29571	*424	162	*	586	10307	6962	17269	*31260	17639	*	48899
1932	68	32	100	1058	322	1380	20252	10912	31164	*421	166	*	587	*10677	7355	18032	*32476	18787	*	51263
1933	75	33	108	1085	322	1407	20089	10724	30813	415	188	—	603	10956	7657	18613	32620	18924	—	51544
1934	80	35	115	1092	326	1418	20963	11051	32014	439	300	—	739	11594	7935	19529	34168	19647	—	53815
1935	84	34	118	1118	329	1447	21712	11180	32892	489	324	—	813	12239	8456	20695	35642	20323	—	55965
1936	88	35	123	1189	333	1522	22740	11747	34487	579	418	—	997	13486	8957	22443	38082	21490	—	59572
1937	98	39	137	1350	349	1699	24177	12477	36654	597	478	—	1075	14967	10497	25464	41189	23840	—	65029
1938	103	34	137	1432	357	1789	25599	12987	38586	571	444	—	1015	15540	12142	27682	43245	25964	—	69209
1939	108	35	143	1505	359	1864	27269	13535	40804	521	630	12	1163	16775	15462	32237	46287	29912	12	76211
1940	113	33	146	1624	383	2007	28984	14224	43208	671	541	9	1221	18515	20821	39336	49907	36002	9	85918
1941	124	37	161	1784	403	2187	31982	14952	46934	851	763	10	1624	20474	26363	46837	55215	42518	10	97743
1942	129	38	167	1883	404	2287	32627	15479	48106	914	836	4	1754	21749	29162	50911	57302	45919	4	103225

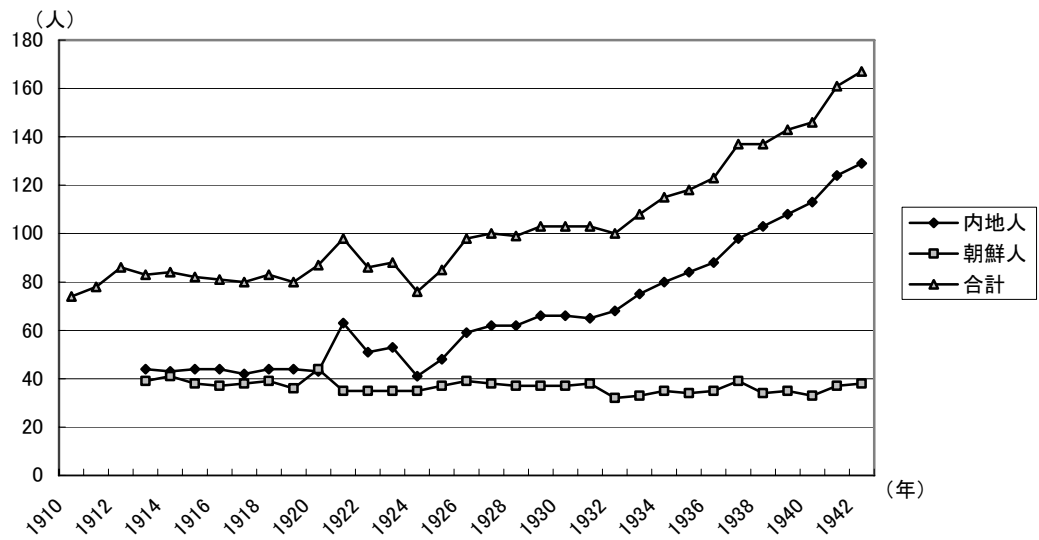
注1 本表は、岡本真希子『植民地官僚の政治史』(三元社、2008年)の【表1-4】(60頁)より体裁を修正して転載。『朝鮮総督府統計年報』各年版より作成。

注2 表中の「*」は外国人に関するもの。1926～1930年の嘱託の外国人数は、内地人・朝鮮人のどちらかに含まれてカウントされているが分別不可能なため、再掲した。また、1931～1932年の雇員の外国人は内地人に含まれてカウントされている。

【資料2】朝鮮総督府の全職員数(民族別)(国費支弁職員)

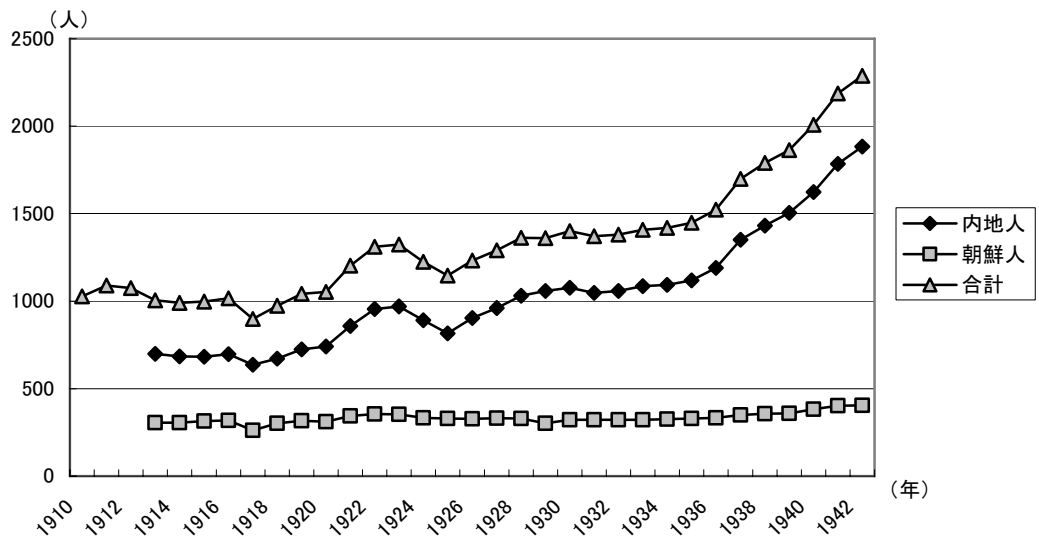


【資料3】 朝鮮総督府の親任官・勅任官(同待遇官)数(民族別)(国費支弁職員)

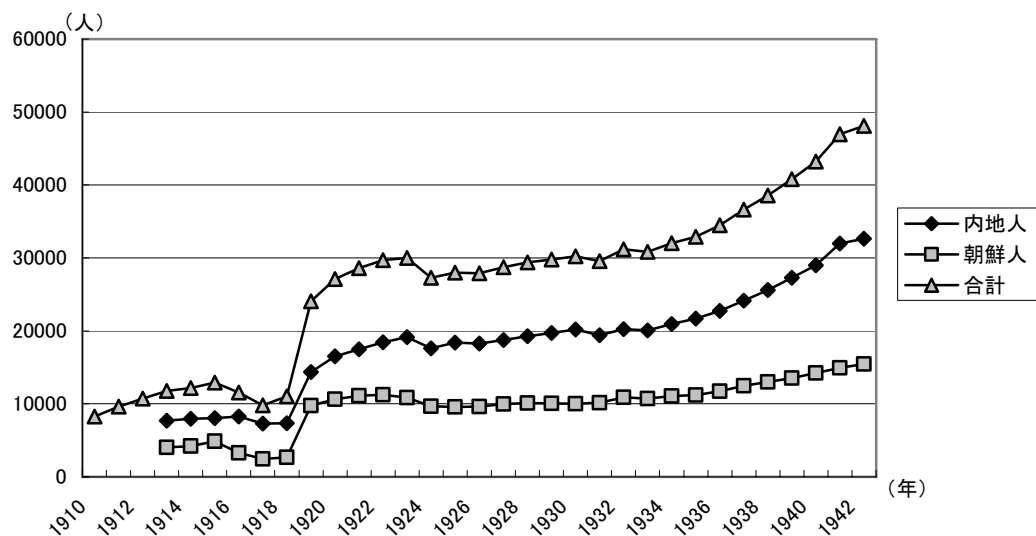


註 【資料2】～【資料10】は、岡本真希子『植民地官僚の政治史』(三元社、2008年)の【図1-12】～【図1-20】(61-63・66・68頁)より体裁を修正して転載。上記【資料1】同様に『朝鮮総督府統計年報』各年版より作成。

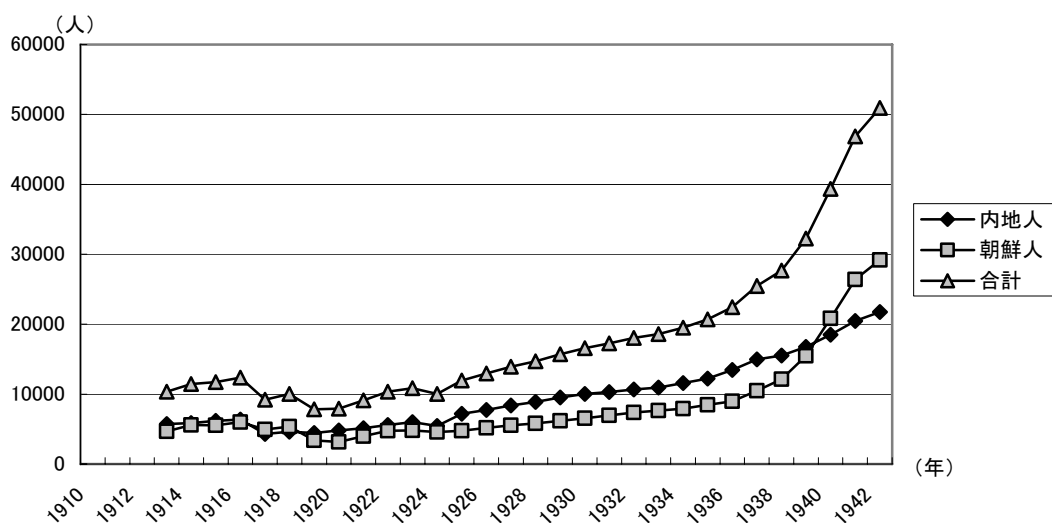
【資料4】 朝鮮総督府の奏任官(同待遇官)数(民族別)(国費支弁職員)



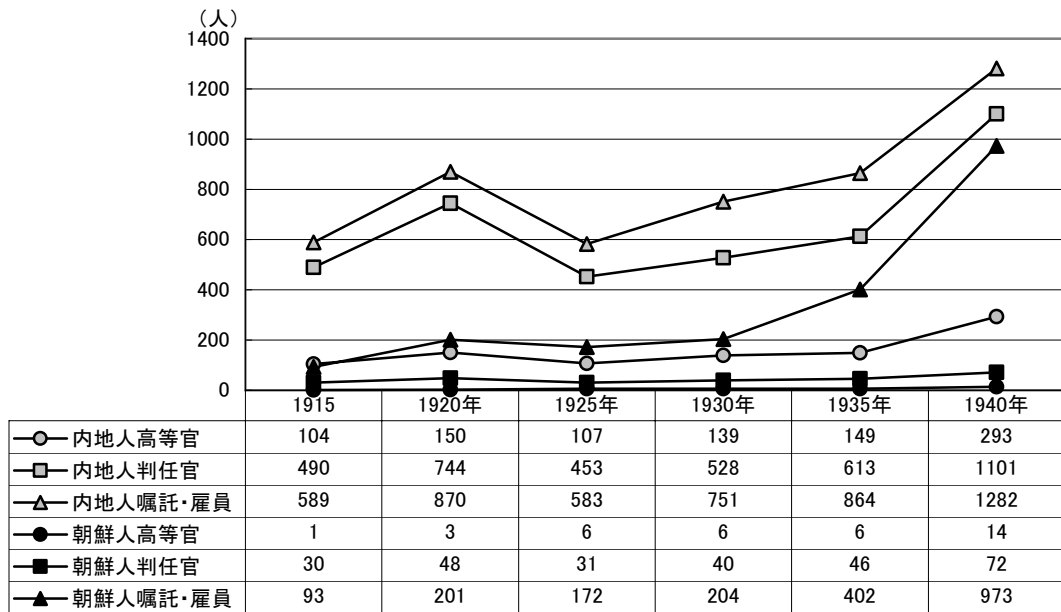
【資料5】 朝鮮総督府の判任官(同待遇官)数(民族別)(国費支弁職員)



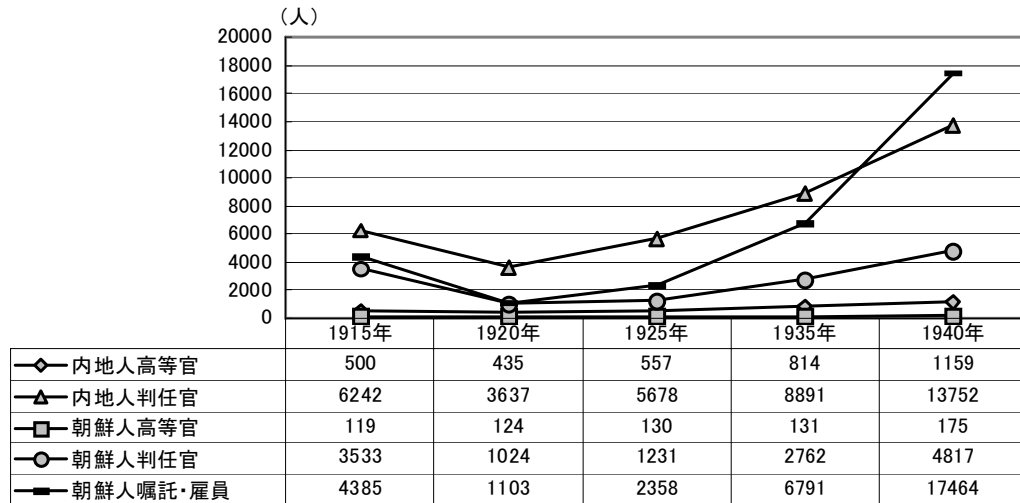
【資料6】 朝鮮総督府の雇員数(民族別)(国費支弁職員)



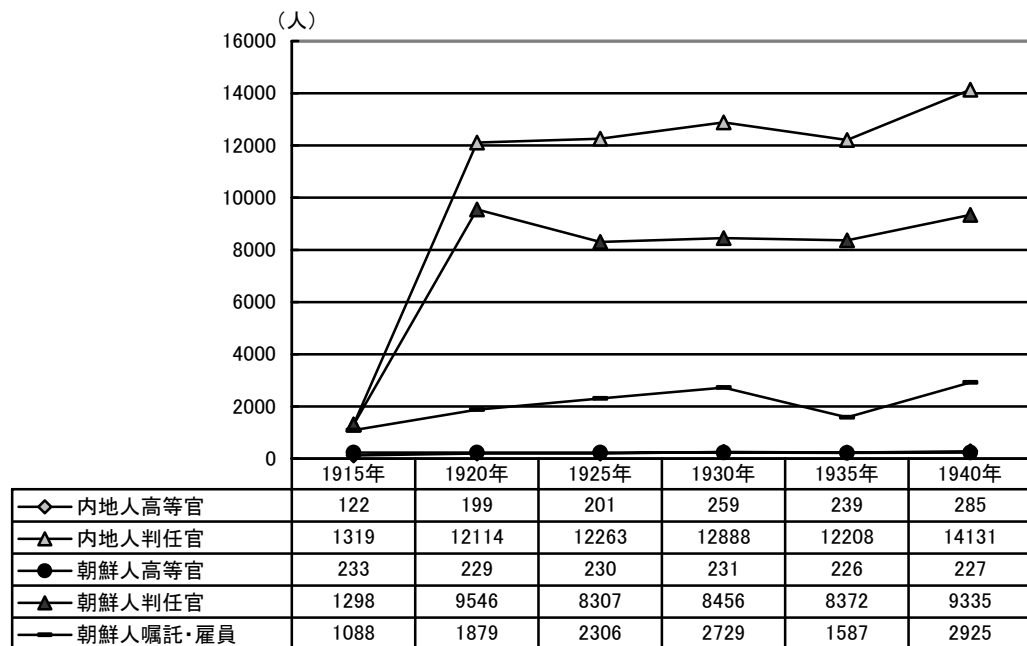
【資料7】 朝鮮総督府の本府職員の変遷(国費支弁職員)



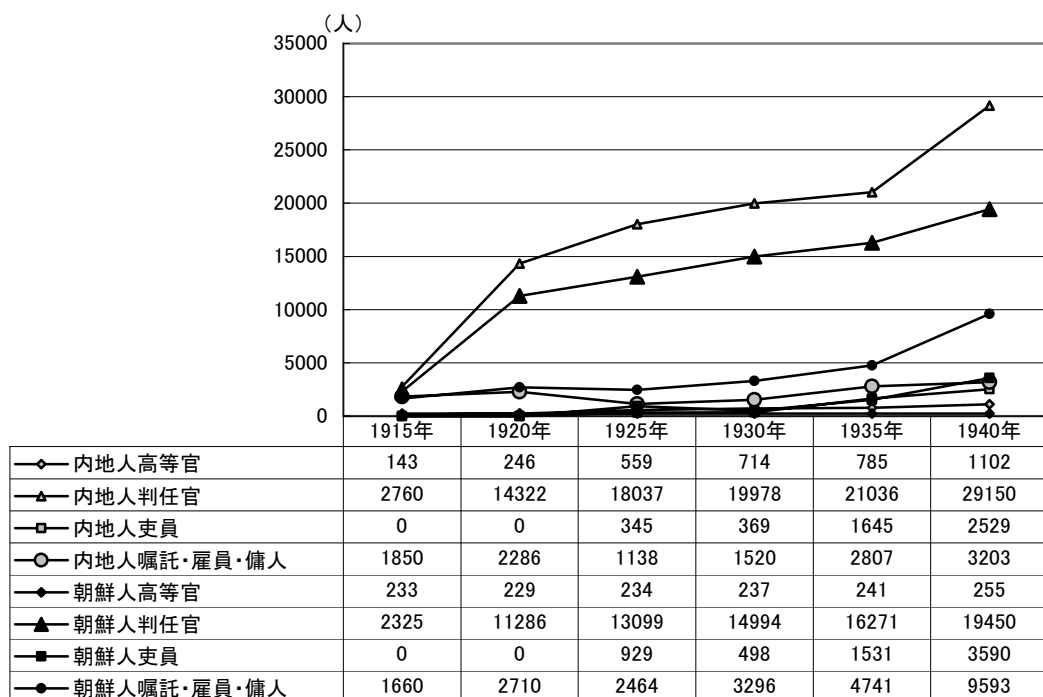
【資料8】 朝鮮総督府の所属官署(地方庁除く)の職員数の変遷(国費支弁職員)



【資料9】 朝鮮総督府の地方庁の職員数の変遷①(国費支弁職員)



【資料10】 朝鮮総督府の地方庁の職員数の変遷②(国費・非国費支弁職員合計)



【資料11】本国および朝鮮総督府在勤の高等官の本俸(年俸)・官等

勤務地	朝鮮			本国			文部省			その他 (庁・府県など)
	官庁	朝鮮総督府	内閣	内務省	司法省	文部省	文部省	文部省	文部省	その他 (庁・府県など)
官等	職(官等)	本俸(円)	職(官等)	本俸(円)	職(官等)	本俸(円)	本俸(円)	本俸(円)	本俸(円)	本俸(円)
	職(官等)	本俸(円)	職(官等)	本俸(円)	職(官等)	本俸(円)	本俸(円)	本俸(円)	本俸(円)	本俸(円)
在勤官	朝鮮総督府	8,000	内閣総理大臣	12,000	内務大臣	8,000	司法大臣	8,000	文部大臣	8,000
	政務総監	7,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	京城帝国大学総長(1・2等)	1=7,000 2=6,500	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院長(1・2等)	6,500	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	各局長(1・2等)	1=6,500 2=5,700 3=5,200	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,500 2=5,700 3=5,200	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
在勤官および兼任官	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	高等法院院長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	通判(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500
	東京局長(1・2等)	1=6,000 2=5,500 3=5,000	内閣書記官長(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	政務次官(1・2等)	6,500	文部次官(1・2等)	6,500

[illegible][illegible]

【資料12】勤務地別の内地人官吏の俸給比較(1931年6月1日俸給令改正以前)

勤務地	官職	親任官(年俸)		勅任官(年俸)						兼任官(年俸)												判任官(月俸)			
		各省 大臣	各省 枢密院 副議長	各省 次官	各省 局長	府県知事			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	特別俸	1級	2級	3級	4級
						1級	2級	3級																	
本国	俸給(円)	8,000	7,000	6,500	5,200		6,000	5,500	5,200				3,100	2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	200	160	135	115	100
	官職	總督	政務 總監	1級	2級	3級	各局長																		
朝鮮	本俸(円)	8,000	7,000	6,500	5,700	5,200						3,100	2,700	2,400	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	200	160	135	115	100	
	加俸(円)	4,000	3,500	2,600	2,280	2,080						1,360	1,240	1,080	960	800	720	640	560	480	120	96	81	69	60
	俸給合計(円)	12,000	10,500	9,100	7,980	7,280						4,340	3,780	3,360	2,800	2,520	2,240	1,960	1,680	320	256	216	184	160	

注1 本表は、大蔵省大臣官房会計課調査係「俸給令改正ニ依ル内地・朝鮮ノ収入比較」・「俸給令改正ニ依ル内地・台湾ノ収入比較」(外務省外交史料館所蔵)前各研究部旧蔵記録「植民地在勤俸関係雑件」目録番号O15、所収より作成。および、
注2 勤任官・兼任官の官職は比較のために任意に例示し、兼任官は、「高等官等俸給令」別表中最も俸給の高いもの(第二表第二号)によって。

【資料13】朝鮮総督府の首脳部人事一覧①

内閣	朝鮮總督	政務總監	總務部				内務部				度支部				農商工部				司法部 長官	所屬官署(主要)			
			長官	人事局長	外事局長	金計局長	長官	學務局長	地方局長	學務局長	長官	可稅局長	司計局長	可稅局長	長官	殖産局長	商工局長	朝鮮局長		逓信局長	警務局長	警務局長	
桂太郎 (1906.7.14)	寺内正毅 (1910.10.1)	有吉忠一 (1906.10.1)	小松緑 (1910.10.1)	四玉秀雄 (1910.10.1)	宇佐見勝夫 (1910.10.1)	宇佐見勝夫 (1910.10.1)	宇佐見勝夫 (1910.10.1)	小原新三 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)	荒井賢太郎 (1910.10.1)		
西園寺公望 (1911.8.30)																							
桂太郎 (1912.12.21)																							
山本權兵衛 (1913.2.20)																							
大隈重信 (1914.4.16)																							
寺内正毅 (1916.10.9)	長谷川好道 (1916.10.14)																						
原敬 (1918.9.29)																							

注1 本表は、岡本真希子「植民地官僚の政治史」(三元社、2008年)の【表8-1】(564-565頁)より体裁を修正して転載。出典は外務省条約局法規課編「外地法附誌」第4部2・日本統治時代の朝鮮(1971年「外務省編」外地法附誌)第9巻、文生書院、1990年)、朝鮮総督府編「朝鮮総督府施政年報」各年版(クレス出版、1991年)、戦前期官制研究会編「素部彦著」戦前期日本官制の制度・組織・人事」(東京大学出版会、1981年)。
注2 各部局の設置は、「朝鮮総督府官制」(明治43年勅令第354号)、「朝鮮総督府官制」(明治45年勅令第22号)、「朝鮮総督府官制」(大正4年勅令第60号)、「朝鮮総督府官制」(大正6年勅令第78号)による。
注3 日付欄の「*」は兼任を示す。

【資料14】朝鮮総督府の首脳部人事一覧②

内閣	朝鮮総督	政務總監	【本府6局(1919.8.20)】							所屬官署(主要)			
			内務局長	財務局長	殖産局長	法務局長	学務局長	警務局長		通信局長	専売局長	(総督官房鉄道部長)	
原敬 (1918.9.29)	齋藤実 (1919.8.13)	水野錬太郎 (1919.8.12)	赤池澄 (1919.8.20)	河内山幸三 (1919.8.20)	西村保吉 (1919.8.20)	国分三亥 (1919.8.20)	柴田善三郎 (1919.8.20)	野口淳吉 (1919.8.20)		持地六三郎 (1919.8.20)	和田一郎 (1919.8.20)		
			大塚常三郎 (1919.9.20)				横田五郎 (1919.12.25)	赤池澄 (1919.9.20)			河内山幸三 (1921.4.1)	青木戒三 (1921.10.24)	弓削幸太郎 (1921.2.12)
高橋是清 (1921.11.13)													
加藤友三郎 (1922.6.12)		有吉忠一 (1922.6.15)		和田一郎 (1922.7.3)		松寺竹雄 (1923.4.8)	長野幹 (1922.10.16)	丸山鶴吉 (1922.6.17)		蒲原久四郎 (1922.11.27)			
山本権兵衛 (1923.9.2)													
清浦奎吾 (1924.1.7)													鉄道局長
加藤高明 (1924.6.11)		下岡忠治 (1924.7.4) 湯浅倉平 (1925.12.3)	生田清三郎 (1925.6.15)	草間秀雄 (1924.8.13)	池田秀雄 (1924.12.1)		●李軫鎬 (1924.12.12)	三矢宮松 (1924.9.13)				水口隆三 (1925.8.11)	下岡忠治 (1925.4.1) 大村卓一 (1925.5.26)
若槻礼次郎 (1926.1.30)								浅利三朗 (1926.9.28)					
田中義一 (1927.4.20)	〔宇垣一成代理総督 (1927.4.15～10.1)〕												
	〔斎藤、復帰〕												
	山梨半造 (1927.12.10) 〔1929.4.4～欠員〕 児玉秀雄 (1929.6.22)		池上四郎 (1927.12.23)		今村武志 (1928.3.29)		松浦鎮次郎 (1929.2.1)			山本犀蔵 (1928.1.31)	松本誠 (1928.1.31)		
浜口雄幸 (1929.7.2)	齋藤実 (1929.8.17)		今村武志 (1929.11.8)	林繁蔵 (1929.11.8)	松村松盛 (1929.11.8)	深沢新一郎 (1929.10.30)	武部欽一 (1929.10.9)	森岡二郎 (1929.11.8)					
若槻礼次郎 (1931.4.14)	宇垣一成 (1931.6.17)	今井田清徳 (1931.6.19)	牛島省三 (1931.7.22)		中村寅之助 (1931.7.22) 渡辺忍 (1931.9.23)		牛島省三 (1931.6.27) 林茂樹 (1931.9.23)	池田清 (1931.6.26)				土師盛貞 (1931.9.23)	
犬養毅 (1931.12.13)							荻井健太郎 (1932.1.30)						
齋藤実 (1932.5.26)			【本府7局(1932.7.27)】										
			内務局長	財務局長	殖産局長	法務局長	学務局長	警務局長	農林局長				
			〔牛島、継続〕	〔林繁蔵、継続〕	穂積真六郎 (1932.7.27)	〔笠井、継続〕	〔林茂樹、継続〕 渡辺豊日子 (1933.8.4)	〔池田、継続〕 渡辺忍 (1932.7.27)		井上清 (1933.12.5)	菊山嘉男 (1932.12.13) 松田正之 (1933.8.4)	吉田浩 (1932.10.4)	
岡田啓介 (1934.7.8)						増永正一 (1934.10.2)		矢島杉造 (1935.2.20)			安井誠一郎 (1934.11.27)		
広田弘毅 (1936.3.9)			大竹十郎 (1936.5.21)				富永文一 (1936.5.21)	田中武雄 (1936.4.22)		山田忠次 (1936.7.11)	横居俊一 (1936.5.21)		
	南次郎 (1936.8.5)	大野緑一郎 (1936.8.5)						三橋孝一郎 (1936.9.5)					
林銑十郎 (1937.2.2)											鈴木寿男 (1937.5.14)		
近衛文磨 (1937.6.4)				水田直昌 (1937.10.30)		宮本元 (1937.11.10)	塩原時三郎 (1937.7.3)	湯村辰二郎 (1937.7.3)				工藤義男 (1938.5.4)	
平沼騏一郎 (1939.1.5)												山田新十郎 (1939.7.24)	
阿部信行 (1939.8.30)													
米内光政 (1940.1.16)												松沢竜雄 (1940.5.30)	
近衛文磨 (1940.7.22)			上瀧基 (1941.1.24)				真崎長年 (1941.3.26)			新貝肇 (1941.5.31)			
近衛文磨 (1941.7.18)													
東条英機 (1941.10.18)			【本府8局(1941.11.19)】										
			司政局長	財務局長	殖産局長	法務局長	学務局長	警務局長	農林局長	厚生局			
			鈴木寿男 (1941.11.19)	〔水田、継続〕	上瀧基 (1941.11.19)	〔宮本、継続〕	〔真崎、継続〕	〔三橋、継続〕	山沢和二郎 (1941.11.19)	石田千太郎 (1941.11.19)	諏訪務 (1941.11.19)		
小磯国昭 (1942.5.29)	田中武雄 (1942.5.29)		新貝肇 (1942.10.23)				大野謙一 (1942.10.23)	丹下郁太郎 (1942.6.2)	塩田正洪 (1942.10.23)	新貝肇 (1942.10.23)	石田千太郎 (1942.10.23)	伊藤泰吉 (1942.10.23)	
			【本府8局(1942.11.1)】										
			司政局長	財務局長	殖産局長	法務局長	学務局長	警務局長	農林局長	総務局			
			〔新貝、継続〕	〔水田、継続〕	〔上瀧、継続〕	早田福蔵 (1943.1.28)	〔大野、継続〕	〔丹下、継続〕	〔塩田、継続〕	江口親憲 (1942.11.1)	白石光治郎 (1943.7.17)		
			〔1943.12.1廃止〕		〔1943.12.1改組〕		〔1943.12.1改組〕		〔1943.12.1改組〕		〔1943.12.1廃止〕		
			【本府6局(1943.12.1)】										
				財務局長	鉱工局	法務局長	学務局長	警務局長	農商局長				交通局長
			〔水田、継続〕	江口親憲 (1943.12.1)	早田福蔵 (1943.1.28)	〔大野、継続〕	塩田正洪 (1943.12.1)						小林利一 (1943.12.1)
小磯国昭 (1944.7.22)	阿部信行 (1944.7.24)	遠藤柳作 (1944.7.24)			塩田正洪 (1944.8.17)		●巖昌望 (1944.8.17) 〔武永憲樹〕	西広忠雄 (1944.8.1)	白石光治郎 (1944.8.17)		伊藤泰吉 (1944.8.17)		
鈴木貞太郎 (1945.4.7)													
東久通彦 (1945.8.17)	〔～1945.9.28〕	〔～1945.10.24〕											

注1 本表は、岡本真希子『植民地官僚の政治史』(三元社、2008年)の【表8-2】(566-573頁)より体裁を修正して転載。出典は、前掲『外地法制誌』第4部の2・『朝鮮総督府施政年報』各年版・『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』より作成。

注2 各部局の設置は、「朝鮮総督府官制中改正」(大正8年勅令第386号)、「朝鮮総督府官制中改正」(昭和7年勅令第182号)、「朝鮮総督府官制中改正」(昭和16年勅令第980号)、「行政簡素化及内外地行政一元化ノ実施ノ為ニスル朝鮮総督府官制中改正ノ件」(昭和17年勅令第727号)、「行政機構整備実施ノ為ニスル朝鮮総督府官制中改正ノ件」(昭和18年勅令第890号)による。

注3 氏名横の「●」は朝鮮人在職者を示す。〔 〕内の氏名は「創氏改名」後の氏名。1940年以降の在職者に限り記載した。

【資料15】本府の部・局・課長の民族別一覧(1920～1940年)

【凡例 ●内地人○朝鮮人*兼任-未設置(欠)欠員】

	1920 (7/1)	1921 (7/1)	1922 (7/1)	1923 (7/1)	1924 (7/1)	1925 (7/1)	1926 (7/1)	1927 (7/1)	1928 (7/1)	1929 (8/1)	1930 (7/1)	1931 (7/1)	1932 (7/1)	1933 (7/1)	1934 (8/1)	1935 (7/1)	1936 (7/1)	1937 (7/1)	1938 (7/1)	1939 (7/1)	1940 (2/1)
朝鮮総督	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
政務総監	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
秘書課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
外事課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
外務部長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時国勢調査課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国勢調査課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
庶務部長	-	-	(欠)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文書課長	●*	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
会計課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
統計課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●
調査課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土木部長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土木課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
営繕課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
工事課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道部長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
監理課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
工務課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
内務局長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第一課長	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二課長	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方課長	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
社会課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土木課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務局長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
理財課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
司計課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
税務課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
関税課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
専売課長	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
殖産局長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●
農務課長	●	●*	●*	●*	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
山林課長	●*	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商工課長	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●*	●
鉱務課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土地改良課長	-	●*	●*	●*	●*	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産課長	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水利課長	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開墾課長	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱山課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●
産金課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時物資調整課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*	-
燃料課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●
法務局長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法務課長	●	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
監獄課長	●	●*	●*	●*	●*	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民事課長	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑事課長	-	●	●*	●*	●*	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
行刑課長	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
学務局長	●	●	●	●	●	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
学務課長	●	●	●*	●*	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
編輯課長	●	●	●	●	●	●	●	●	(欠)	●	●	●	●	●	●	(欠)	●	●	●	●	(欠)
宗教課長	●*	●*	●*	●*	●*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会教育課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
警務局長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
警務課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保安課長	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
衛生課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
高等警察課長	●*	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
図書課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
防護課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●
通信局長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
経理課長	●	●	●	●*	●*	●	●	●	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
監理課長	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
海事課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
工務課長	●*	●*	(欠)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
電気課長	●*	●*	●	●	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
庶務課長	-	●*	●	●*	●*	●	●	●	●	●	●*	●*	●	●	●	●	●	●	●	●	●
通信課長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
臨時水力調査課長	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保険監理課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*
保険業務課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*
保険運用課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*	●*
航空課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*	●*
専売局長	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
庶務課長	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
製造課長	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
事業課長	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
塩務課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経理課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●

出典『旧植民地人事総覧』朝鮮編(日本図書センター、1997年)より作成。

	道	府	郡	島	面	
一九一〇年代	道長官	府尹 府協議会 (諮問機関) 〔道長官による任命制〕			指定面	面
	【1910 年公布・施行】	【1913 年公布・1914 年施行】 (府協議会＝大正 2 年制令第 7 号「府制」)			面長	面長
					【1917 年公布・施行】	
一九二〇年代	道知事 道評議会 (諮問機関) 〔道知事による任命制〕	府尹 府協議会 (諮問機関) 〔選挙制〕			面長 面協議会 (諮問機関) 〔選挙制〕	面長 面協議会 (諮問機関) 〔郡守・島司による任命制〕
	【1920 年公布・施行】	【1920 年公布・施行】			【1920 年公布・施行】	
	(道評議会＝大正 9 年制令第 15 号「朝鮮道地方費令」)	(府協議会＝大正 9 年制令第 12 号「府制中改正」)			(面協議会＝大正 9 年制令第 13 号「面制中改正」)	
一九三〇・四〇年代	道知事 道会 (議決機関) 〔2/3 が間接選挙制・1/3 が道知事知事による任命制〕	府尹 府会 (議決機関) 〔選挙制〕			邑	面
	【1930 年公布・1933 年施行】	【1930 年公布・1931 年施行】			邑長 邑会 (議決機関) 〔選挙制〕	面長 面協議会 (諮問機関) 〔選挙制〕
	(道会＝昭和 5 年制令第 15 号「道制」)	(府会＝昭和 5 年制令第 11 号「府制」)	【1910 年公布・施行】	【1915 年公布・施行】	【1930 年公布・1931 年施行】 (邑・面協議会＝昭和 5 年制令第 12 号「邑面制」)	

【資料17】朝鮮総督府の地方庁長人事一覧

内閣	朝鮮総督	【13道(1910.9.30)】													
		京畿道長官	慶尚南道長官	慶尚北道長官	忠清南道長官	忠清北道長官	咸鏡南道長官	咸鏡北道長官	黄海道長官	全羅南道長官	全羅北道長官	江原道長官	平安南道長官	平安北道長官	
桂太郎 (1908.7.14)	寺内正毅 (1910.10.1)	樺垣直石 (1910.10.1)	香川輝 (1910.10.1)	●李珍鎮 (1910.10.1)	●朴重陽 (1910.10.1)	鈴木隆 (1910.10.1)	●申応燾 (1910.10.1)	武井友貞 (1910.10.1)	●趙義聞 (1910.10.1)	能勢辰五郎 (1910.10.1)	●李斗瑛 (1910.10.1)	●李圭完 (1910.10.1)	松永武吉 (1910.10.1)	川上常郎 (1910.10.1)	
西園寺公望 (1911.8.30)										工藤英一 (1911.5.24)					
桂太郎 (1912.12.21)			佐々木憲太郎 (1913.2.14)					帆足肇三 (1913.2.14)							
山本権兵衛 (1913.2.20)								桑原八司 (1913.11.4)							
大隈重信 (1914.4.16)		松永武吉 (1916.3.28)		鈴木隆 (1916.3.28)	小原新三 (1915.3.31)	●柳録彦 (1916.3.28)				宮本又七 (1916.3.28)	●李珍鎮 (1916.3.28)		工藤英一 (1916.3.28)		
寺内正毅 (1916.10.9)	長谷川好道 (1916.10.14)				上林敬次郎 (1916.10.28)	●張奎植 (1917.6.13)	●李圭完 (1918.9.23)	上林敬次郎 (1918.9.23)	●申応燾 (1918.9.23)			●元応常 (1918.9.23)		藤川利三郎 (1916.11.14)	
原敬 (1918.9.29)	斎藤実 (1919.8.13)	【13道(1919.8.20)】													
		京畿道知事	慶尚南道知事	慶尚北道知事	忠清南道知事	忠清北道知事	咸鏡南道知事	咸鏡北道知事	黄海道知事	全羅南道知事	全羅北道知事	江原道知事	平安南道知事	平安北道知事	
		工藤英一 (1919.9.26)		藤川利三郎 (1919.9.26)	時実秋穂 (1919.9.26)	●金寛鈺 (1921.2.12)	米田基太郎 (1921.2.12)		斎藤礼三 (1921.8.5)	●朴重陽 (1921.2.12)	亥角仲蔵 (1919.9.26)	●元応常 (1921.8.5)	亥角仲蔵 (1921.8.5)	●申錫麟 (1921.8.5)	坂田治策 (1919.9.26)
高橋是清 (1921.11.13)			沢田豊文 (1921.12.26)												
加藤友三郎 (1922.6.12)	時実秋穂 (1923.2.24)		和田純 (1923.2.24)	沢田豊文 (1923.2.24)		●朴重陽 (1923.2.24)		中野太三郎 (1923.2.24)	飯尾藤次郎 (1923.2.24)				●尹申炳 (1923.2.26)	采田喜太郎 (1923.2.24)	生田清三郎 (1923.2.24)
山本権兵衛 (1923.9.2)															
清浦奎吾 (1924.1.7)															
加藤高明 (1924.6.11)					●石鎮衡 (1924.12.1)	●金潤晶 (1925.3.31)	●金寛鈺 (1924.12.1)		矢嶋永三郎 (1924.12.1)	●張奎植 (1924.12.1)		青木戒三 (1925.8.11)	●朴榮詒 (1924.12.1)		谷多喜庵 (1925.6.15)
若槻礼次郎 (1926.1.30)	米田基太郎 (1926.3.8)		須藤素 (1926.5.12)	●齋室清 (1926.8.14)	●韓圭復 (1926.8.14)	中野太三郎 (1926.8.14)	●朴榮詒 (1926.8.14)			●石鎮衡 (1926.8.14)	渡辺忍 (1926.3.8)	●朴相駿 (1926.8.14)	青木戒三 (1926.3.8)		
	〔宇垣一成 代理総督 (1927.4.15~ 1927.10.1)〕				●申錫麟 (1927.5.18)			●朴相駿 (1927.5.18)				●俞星淳 (1927.5.18)			
田中義一 (1927.4.20)															
	〔斎藤、復帰〕														
	山梨半造 (1927.12.10)		水口隆三 (1928.1.31)					安達房治郎 (1928.3.30)	●朴相駿 (1928.3.29)						
	渡辺忍 (1929.1.21)		須藤潔 (1929.1.21)	今村正美 (1929.1.21)				馬野精一 (1929.1.21)		●金瑞圭 (1929.1.19)	林茂樹 (1929.1.21)			園田寛 (1929.1.21)	
浜口雄幸 (1929.7.2)	斎藤実 (1929.8.17)		谷多喜庵 (1929.11.28)	林茂樹 (1929.12.11)	●劉鎮惇 (1929.11.28)	●洪承均 (1929.11.28)	松井房治郎 (1929.12.11)	古橋卓四郎 (1929.11.28)	●韓圭復 (1929.11.28)	馬野精一 (1929.12.11)	●金瑞圭 (1929.12.11)	●李範益 (1929.11.28)		石川登盛 (1929.11.28)	
			渡辺豊日子 (1930.12.24)				開水武 (1930.11.12)								
若槻礼次郎 (1931.4.14)	宇垣一成 (1931.6.17)	松本誠 (1931.9.23)		●金瑞圭 (1931.9.23)	岡崎哲郎 (1931.9.23)	●南宮雪 (1931.9.23)		安藤契装一 (1931.9.23)	矢島杉造 (1931.9.23)	●洪承均 (1931.9.23)			藤原喜蔵 (1931.9.23)		
大森毅 (1931.12.13)								富永文一 (1931.10.7)							
斎藤実 (1932.5.26)			関永武 (1933.8.4)				萩原彦三 (1933.8.4)		●鄭儒源 (1933.4.7)		●高元勲 (1932.9.27)			王師謙貞 (1932.12.13)	
岡田啓介 (1934.7.8)		富永文一 (1934.11.5)	工師盛貞 (1935.4.1)	岡崎哲郎 (1935.4.1)	●李範益 (1935.4.1)	●金東勲 (1935.4.1)	濱村慶二郎 (1935.2.4)	竹内健郎 (1934.11.5)	近藤常尚 (1935.2.20)	●孫永樞 (1935.4.1)	安武直夫 (1935.4.1)		大竹千郎 (1935.4.1)		
広田弘毅 (1936.3.9)		安井誠一郎 (1936.5.21)	伊達四雄 (1936.5.21)				児島高信 (1936.7.30)		松本伊織 (1936.7.6)	●金時権 (1936.5.21)	上内彦策 (1936.5.21)	美座流石 (1936.5.21)			
	南次郎 (1936.8.5)	湯村辰二郎 (1936.10.16)		上瀬基 (1936.9.5)			笹川恭三郎 (1936.10.16)								
林銑十郎 (1937.2.2)		阿部平一 (1937.5.26)		●鄭儒源 (1937.2.20)					●姜弼成 (1937.2.20)		●孫永樞 (1937.4.1)	●金時権 (1937.4.1)			
近衛文磨 (1937.6.4)		甘藷萬邦 (1937.7.3)	山沢和吉郎 (1938.9.10)						新賀肇 (1937.7.3)				石田平太郎 (1938.8.18)		
平沼騏一郎 (1939.1.5)				●李聖根 (1939.5.17)	●富萬葉 (1939.4.26)	〔金川聖〕					●尹泰彬 (1939.5.17)	〔伊藤泰彬〕		西本計三 (1939.3.15)	
阿部信行 (1939.8.30)									●金秉泰 (1939.12.28)	〔金村康男〕					
米内光政 (1940.1.16)		鶴川善男 (1940.5.30)						大野謙一 (1940.3.9)							
近衛文磨 (1940.7.22)			高橋敬 (1941.1.24)	●李基枋 (1941.5.31)	●尹泰彬 (1940.9.2)	新賀肇 (1940.9.2)	丹下郁太郎 (1941.5.31)			●嚴昌燮 (1940.9.2)	●李源甫 (1940.9.2)	高尾喜造 (1940.9.2)	高安彦 (1940.9.2)		
近衛文磨 (1941.7.18)				●松村基弘											
東条英機 (1941.10.18)		松沢竜雄 (1941.11.19)	西岡芳次郎 (1941.11.19)	高尾喜造 (1941.11.19)					●宋文奎 (1942.1.24)	〔山本文奎〕	●金秉泰 (1942.1.24)	〔金村泰男〕	柳生繁雄 (1941.11.19)	高安彦 (1941.11.19)	白石光治郎 (1941.11.19)
		丹下郁太郎 (1942.4.7)						瀬戸道一 (1942.4.7)							
	小磯国昭 (1942.5.29)	高安彦 (1942.6.2)	大野季夫 (1943.3.27)	●嚴昌燮 (1943.9.30)	●宋文奎 (1942.10.23)	●李昌根 (1942.10.23)		古川兼秀 (1942.10.23)	確井忠平 (1942.10.23)				下飯坂元 (1942.6.2)		
		瀬戸道一 (1943.12.1)		〔武永憲樹〕		〔平松昌根〕				兵藤儒 (1943.9.30)	●金大羽 (1943.8.18)	●劉鴻洵 (1943.12.1)	〔中原清洵〕	信原聖 (1943.7.17)	
小磯国昭 (1944.7.22)	阿部信行 (1944.7.24)			●李昌根 (1944.8.17)	●宋文奎 (1944.8.17)	●李昌根 (1944.8.17)		岸勇一 (1945.2.14)	美根五郎 (1944.8.17)				井坂圭一郎 (1944.9.20)	山地靖之 (1945.3.28)	
鈴木貫太郎 (1945.4.7)		生田清三郎 (1945.6.16)		●壹大羽 (1945.6.16)	●朴在弘 (1945.6.26)	●鄭儒源 (1945.6.16)			渡辺謙郎 (1945.6.16)	簡井竹雄 (1945.5.2)	八木信雄 (1945.6.16)	●鄭然基 (1945.6.16)	●孫永樞 (1945.6.16)	古川兼秀 (1945.6.16)	
東久邇稔彦 (1945.8.17)	〔～1945.9.28〕														

注1 本表は、岡本真希子『植民地官僚の政治史』(三元社、2008年)の【表8-3】(574～583頁)より体裁を修正して転載。出典は、前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』より作成。
 注2 地方制度の変遷は、「朝鮮総督府地方官官制」(明治43年勅令第357号)、朝鮮総督府地方官制中改正」(大正8年勅令第391号)による。
 注3 氏名横の「●」は朝鮮人在職者を示す。〔 〕内の氏名は「創氏改名」後の氏名。1940年以降の在職者に限り記載した。

[illegible]

	知事	内務部長	地方部長	学務部長	土木部長	会計部長	社会部長	財務部長	殖産部長	理財部長	産業部長	農業部長	山林部長	産業部長	農務部長	農林部長	水産部長	商工部長	農林部長	衛生部長	警察部長	保安部長	
鶴岡北道	1931年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	保安部長
	1932年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1933年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1934年(8月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
盛岡南道	1935年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1936年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1937年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1938年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1939年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1931年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	保安部長
	1932年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
	1933年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
	1934年(8月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
黄塩道	1935年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1936年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1937年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1938年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1939年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1931年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	保安部長
	1932年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1933年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
	1934年(8月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
平安南道	1935年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1936年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1937年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1938年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
平安南道	1939年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1931年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	保安部長
	1932年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
	1933年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
平安南道	1934年(8月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1935年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1936年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1937年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1938年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1939年(7月1日)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-
	1931年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	保安部長
	1932年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
	1933年(7月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	○
平安南道	1934年(8月1日)	○	●	●	●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	●	●	-

[illegible]

『旧植民地人事総覧』朝鮮編(日本図書センター、1997年)より作成。

【資料19】道庁の知事・部長・課長の民族別数・比率(1931～1939年)

年次	内地人口数	合计	内地人口数	合计	内地人口数	合计
年次	内地人口数	合计	内地人口数	合计	内地人口数	合计
1931年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	27(6.8%)	43(10)	107(29.5%)	114(31.3%)
1932年(7月1日)	6(1.5%)	38(5)	37(9.6%)	43(10)	108(29.5%)	114(31.3%)
1933年(7月1日)	6(1.5%)	38(5)	37(9.6%)	43(10)	112(31.3%)	125(34.7%)
1934年(7月1日)	8(2%)	40(6)	35(9.2%)	43(10)	120(33.3%)	133(37.1%)
1935年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	35(9.2%)	43(10)	102(28.3%)	108(30%)
1936年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	35(9.2%)	43(10)	90(25%)	96(26.7%)
1937年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	35(9.2%)	43(10)	127(35%)	139(38.3%)
1938年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	35(9.2%)	43(10)	139(38.3%)	152(42%)
1939年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	35(9.2%)	43(10)	141(39.2%)	154(42.2%)
1939年(7月1日)	6(1.5%)	36(5)	35(9.2%)	43(10)	135(37.5%)	142(39.2%)

出典 『旧植民地人事総覧(朝鮮編(日本図書センター、1997年)より作成した【表18】より算出。

【資料20】1940年代の勅・奏・判任官の民族別(1941～1943年)

職名	1941年			1942年			1943年		
	内市人	市内人	市外人	内市人	市内人	市外人	内市人	市内人	市外人
勤務官	20	0	20	18	0	18	18	0	18
委任官	328	341	340	340	15	355	281	17	298
主任官	96.2	13.3	100	96.2	4.28	100	96.2	3.72	100
主任官	93.54	6.5	100	92.65	7.4	100	92.05	8.0	100
主任官	2	0	2	2	0	2	2	0	2
主任官	100	100	100	100	100	100	100	100	100
主任官	71.5	27.5	113	99	13.5	112.5	100	12.5	112.5
主任官	97.15	2.85	100	96.35	3.65	100	92.35	7.65	100
主任官	3.64	38.1	9.45	4.50	85.3	5.09	41.1	2.303	6.413
主任官	90.33	9.67	100	84.8	15.2	100	84.1	15.9	100
主任官	7	0	7	6	0	6	9	1	10
主任官	100	100	100	100	100	100	90	10	100
主任官	98.6	1.4	100	98.65	1.4	100	97.83	2.2	100
主任官	48.36	52.3	53.9	47.4	57.0	53.17	59.95	70	6.695
主任官	90.23	9.8	100	89.3	10.7	100	89.53	10.5	100
主任官	100	100	100	100	100	100	100	100	100
主任官	55	3	58	50	8	58	53	3	56
主任官	94.8	5.2	100	94.3	5.7	100	90.93	9.1	100
主任官	92.3	7.7	100	87.7	12.3	100	87.7	12.3	100
主任官	71.85	28.2	100	70.7	29.3	100	73.2	26.8	100
主任官	64.3	35.7	100	59.6	40.4	100	62.51	37.5	100
主任官	213	220	433	384	376	930	591	270	861
主任官	49.23	50.8	100	59.6	40.4	100	68.63	31.4	100
主任官	15.92	8.46	25638	18.26	13.48	31,611	17,771	3,315	29,086
主任官	93.54	6.5	100	92.65	7.4	100	92.05	8.0	100

出典「最近三箇年ニ於ケル朝鮮總督府及洞所屬官署職員數比較対照表」(水戸市樹編)戦時期植民地統治資料第4巻(日本図書センター、1998年)246～248頁

【資料21】各部の郡守・面長・邑長の民族別一覧(1920～1939年)

(○のセルは朝鮮人。横の数字は人数)

(●のセルは内地人。横の数字は人数)

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人邑・面長および朝鮮人邑長の在職面
京 畿 道	高陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○9	
	広州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○16	○16	○16	○16	○16	
	楊州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○16	○16	○16	○16	○16	
	漣川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○13	○13	○12	○12	
	抱川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	加平郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	楊平郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	驪州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	利川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○11	○10	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○利川邑
	龍仁郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	安城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○11	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○安城邑
	振威郡	郡守	○	○	○	○	(未)	
		面長	○11	○11	○11	○10		
	平沢郡	郡守					●	
		面長	(未)	(未)	(未)	(未)	○9	
		邑長					●1	●平沢邑
	水原郡	郡守	●	●	●	●	○	
		面長	○20 ●1	○20 ●1	○20 ●1	○20	○19	●全て水原面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	始興郡	郡守	○	●	●	●	●	
		面長	○9 ●1	○9 ●1	○9	○9	○8	●全て永登浦面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	(未)	
	富川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○15	○15	○15	○15	○14	
	金浦郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○9	○9	○9	○9	
	江華郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○14	○13	○13	
	坡州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○10	○10	○10	
	長湍郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	開城郡	郡守	●	●	●	(府に昇格)	(府に昇格)	
		面長	○15 ●1	○15 ●1	○14 ●1			●全て松都面
	開豊郡	郡守	(未)	(未)	(未)	○	○	
		面長				○15	○14	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人・邑長の在職面
忠清北道	清州郡	郡守	●	●	●	●	○	
		面長	○17 ●1	○18	○16 ●1	○16	○16	●全て清州面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	報恩郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	沃川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○9	○9	○9	
	永同郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○11	○11	○11	○11	○11	
	鎮川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	槐山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○14	○14	○13	
	陰城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	忠州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○12 ●1	○12 ●1	○12	○12	●全て忠州面・邑
	堤川郡	邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
		郡守	○	○	○	○	○	
	丹陽郡	面長	○10	○10	○9	○9	○9	
		郡守	○	○	○	○	○	
忠清南道	公州郡	郡守	●	●	●	●	●	
		面長	○11 ●1	○12 ●1	○12 ●1	○12	○11	●全て公州面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	燕岐郡	郡守	○	●	●	●	●	
		面長	○6 ●1	○6 ●1	○6 ●1	○6	○6	●全て鳥到院面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	大田郡	郡守	●	●	●	●	(府に昇格)	
		面長	○11 ●1	○11 ●1	○11 ●1	○11		●全て大田面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1		
	大徳郡	郡守	(未)	(未)	(未)	(未)	○	
		面長					○11	
	論山郡	郡守	○	●	●	●	●	
		面長	○13 ●1	○14 ●1	○13 ●1	○13	○13	●全て江景面・邑+1930・39年論山面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	扶余郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○16	○16	○16	○16	○16	
	舒川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○13	○12	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●長項邑
	保寧郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	青陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○9	○10	○10	
	洪城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○11	○11	
	礼山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○11	○12	○12	
	瑞山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○20	○20	○18	○20	○20	
	唐津郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	牙山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○11	○11	○12	○12	
	天安郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○13 ●1	○13 ●1	○13	○13	●全て天安面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人邑長の在職面
全羅北道	全州郡	郡守	●	●	●	●		
		面長	○18 ●1	○19 ●1	○18 ●1	○16	(府に昇格)	●全て全州面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1		
	完州郡	郡守	(未)	(未)	(未)	(未)	●	
		面長	(未)	(未)	(未)	(未)	○16	
	鎭安郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○11	○11	
	鎭山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	茂朱郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	長水郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	任実郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	南原郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○18 ●1	○19	○19	○17	○17	●雲霧面
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	○1	○南原邑
	淳昌郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○11	○11	
	井邑郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○19	○19	○19	○16	○16	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て井州邑
	高敞郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○17	○17	○17	○14	○14	
	扶安郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	金堤郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○17	○16	○17	○15	○14	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1 (金堤)	●1 0	●全て金堤邑
	沃溝郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○9 ●1	○9 ●1	○9 ●1	●全て米面
	益山郡	郡守	●	●	●	●	●	
		面長	○17 ●1	○17 ●1	○16 ●1	○17	○17	●全て益山面
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て裡里邑

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人・邑長の在職面
全 羅 南 道	光州郡	郡守	●	●	●	●	(府に昇格)	●全て光州面・邑
		面長	○14 ●1	○14 ●1	○14 ●1	○12		
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1		
	光山州	郡守	(未)	(未)	(未)	(未)	○	●松汀邑
		面長	(未)	(未)	(未)	(未)	○11	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	
	潭陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○12	○12	
	谷城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○11	○11	○11	○11	
	求礼郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○7	○8	○7	○7	
	光陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○8	○8	○8	
	麗水郡	郡守	○	○	●	●	●	●全て麗水面・邑
		面長	○10	○10	○9 ●1	○9	○9	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	順天郡	郡守	○	○	○	○	○	○●順天邑
		面長	○14	○13	○13	○12	○12	
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	●1	
	高興郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○13	○13	
	宝城郡	郡守	○	○	○	○	●	●筏橋邑
		面長	○12	○12	○12	○12	○11	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	
	和順郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○17	○17	○17	○13	○13	
	長興郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○9	○9	
	康津郡	郡守	○	○	○	○	○	●唐津邑
		面長	○9	○9	○9	○9	○8	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1 ○	
	海南郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○10	○13	
	靈巖郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○10	○11	○11	
	務安郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○21	○21	○21	○20	○20	
	羅州郡	郡守	○	○	○	○	○	○全て羅州+1939年梁山邑
		面長	○19	○19	○18	○17	○16	
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	○2	
	咸平郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○9	○9	
	靈光郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	長城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○12	○12	
	莞島郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	珍島郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人・邑長の在職面
慶尚北道	達城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○16	○16	○16	○16	○13	
	軍威郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	義城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○18	○18	○18	○17	○10	
	安東郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○17	○19	○19	○15	○15	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●安東邑
	青松郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	英陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	盈徳郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	迎日郡	郡守	●	○	○	○	○	
		面長	○17	○17 ●1	○17 ●1	○15	○14	●全て浦項面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	慶州郡	郡守	○	○	●	●	●	
		面長	○12	○12	○11 ●1	○11	○11	●全て慶州面・邑+1939年甘浦邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●2	
	永川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○14	○11	○10	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●永川邑
	慶山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○10	○11	○11	○11	
	清道郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○9	○9	
	高靈郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○8	○8	
	星州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○11	○12	○10	○10	
	漆谷郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	金泉郡	郡守	○	●	●	●	●	
		面長	○19 ●1	○19 ●1	○19 ●1	○16	○15	●全て金泉面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	善山郡	郡守	○	○	○	○	(欠員)	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	尚州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○18	○18	○17 ●1	○17	○17	●全て尚州面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	聞慶郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○10	○10	
	醴泉郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○12	○12	○12	○11	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1 (醴泉)	
	栄州郡	郡守	(欠員)	○	○	○	○	
		面長	○13	○11	○11	○11	○11	
	奉化郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人邑長の在職面
慶尚南道	晋州郡	郡守	●	●	●	●	●	
		面長	○18 ●1	○17 ●1	○18 ●1	○18	○16	●全て晋州面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	宜寧郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○14	○13	○13	
	咸安郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○10	○11	○10	○10	
	昌寧郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○15	○14	○15	○15	
	密陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○12 ●1	○11	○11	●全て密陽面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	梁山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	蔚山郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○19	○19	○18	○18	○15	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て蔚山邑+1939年方魚津邑
	東萊郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○11	○10	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て東萊邑
	金海郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○12	○12	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1 (金海)	●1 0	●全て金海邑
	昌原郡	郡守	●	●	●	●	●	
		面長	○14 ●1	○14 ●1	○14 ●1	○14	○14	●全て鏡海面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	統営郡	郡守	●	●	●	●	●	
		面長	○15 ●1	○15 ●1	○15 ●1	○15	○14	●全て統営面・邑+1939年長承浦邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	固城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○14	○14	○13	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1 (固城)	
	泗川郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○10	○10	○10	○9	○9	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て三千浦邑
	南海郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	河東郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○13	○12	○11	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●全て河東邑
	山淸郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○12	○11	○11	○11	
	咸陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○12	○12	
	居昌郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○13	○13	○12	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●全て居昌邑
	陝川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○17	○18	○17	○17	○16	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人・面長の在職面
黄 海 道	海州郡	郡守	●	●	●	●		
		面長	○23	○22 ●1	○22 ●1	○22	(府に昇格)	●全て海州面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1		
	碧城郡	郡守	(未)	(未)	(未)	(未)	●	
		面長					○20	
	延白郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○20	○20	○19	○20	○19	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○延安邑
	金川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○15	○15	○15	○12	
	平山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○14	○14	○14	○14	
	新溪郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○8	○8	
	薺津郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○11	○10	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○薺津邑
	長淵郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○11	○10	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○長淵邑
	松禾郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○13	○13	
	殷栗郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	安岳郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○9	○9	○9	○9	○8	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○安岳邑
	信川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○15	○15	○15	○14	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○信川邑
	載寧郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○16	○16	○11	○11	○10	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○載寧邑
	黄州郡	郡守	○	●	●	○	○	
		面長	○13 ●1	○13 ●1	○13 ●1	○13	○13	●全て兼二浦面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	鳳山郡	郡守	○	○	○	●	●	
		面長	○14	○13 ●1	○13 ●1	○13	○13	●全て沙里院面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	瑞興郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	遂安郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○11	○9	
	谷山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	

道	郡	職名	1920 年 (7 月 1 日)	1925 年 (7 月 1 日)	1930 年 (7 月 1 日)	1935 年 (7 月 1 日)	1939 年 (7 月 20 日)	内地人・面長および朝鮮人・邑長の在職面
平安南道	大同郡	郡守	○	●	●	●	○	
		面長	○17	○16 ●1	○16 ●1	○17	○15	●全て柴足面
	順川郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○16	○16	○13	○9	○9	
	孟山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	陽徳郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○7	○7	○7	
	成川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○12	○12	○12	
	江東郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○6	○5 ●1	○5 ●1	●全て晩達面
	中和郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○15	○15	○11	○11	○11	
	龍岡郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○14	○13	○13	○13	○13	
	江西郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○16	○16	○14	○14	○14	
	平原郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○18	○18	○16	○16	○16	
	安州郡	郡守	○	○	○	●	●	
		面長	○8	○8	○7 ●1	○7	○7	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て安州面・邑
	价川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○6	○6	○6	
	徳川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○6	○6	
	寧遠郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○8	○8	○9	○9	
平安北道	義州郡	郡守	○	●	●	○	○	
		面長	○15 ●1	○15	○16	○15	○14 ●1	●1920 年義州面・1939 年玉向面
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	○1	○全て義州邑
	亀城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	泰川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	雲山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○5	○5	○5	○5	○5	
	熙川郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	寧邊郡	郡守	○	○	○	●	○	
		面長	○14	○14	○14	○15	○14	
	博川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○11	○11	○11	○8	○8	
	定州郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○19	○19	○19	○12	○12	
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	○1	○全て定州邑
	宣川郡	郡守	○	○	○	●	○	
		面長	○9	○9	○9	○8	○8	
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	○1	○全て宣川邑
	鉄山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○6	○6	
	龍川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	朔州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	昌城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	碧潼郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○7	○8	○8	○8	
	楚山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○11	○11	○10	○10	
	渭原郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○7	○7	
	江界郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○18	○18	○18	○16	○15	
		邑長	(未)	(未)	(未)	○1	○1	○全て江界邑
	慈城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○6	○6	
	厚昌郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○5	○5	○5	○5	○5	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人邑・面長および朝鮮人邑長の在職面
江 原 道	春川郡	郡守	○	●	○	●	●	
		面長	○12 ●1	○12 ●1	○12 ●1	○10	○10	●全て春川面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	麟蹄郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	楊口郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○6	○7	○7	
	淮陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	通川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○7	○7	○6	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○庫底邑
	高城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●長箭邑
	襄陽郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	江陵郡	郡守	○	○	●	○	○	
		面長	○13	○12	○12	○11	○11	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て江陵邑
	三陟郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○8	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○三陟邑
	蔚珍郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	旌善郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○7	○6	○6	
	平昌郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○5	○5	○5	○7	○7	
	寧越郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○8	○8	○8	
	原州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○9	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	○1	○原州邑
	横城郡	郡守	○	○	(欠員)	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○7 ●1	○8	●屯内面
	洪川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○8	○9	
	華川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○4	○4	○4	○4	○4	
	金化郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○12	○12	○12	○12	○12	
	鉄原郡	郡守	○	○	●	●	●	
		面長	○10	○9 ●1	○9 ●1	○9	○9	●全て鉄原面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	平康郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	伊川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○11	○11	○11	○10	

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人・面長の在職面
咸鏡南道	咸興郡	郡守	●	●	●	(府に昇格)	(府に昇格)	
		面長	○19 ●1	○19 ●1	○18 ●1			●全て咸興面
	咸州郡	郡守				●	●	
		面長	(未)	(未)	(未)	○17	○15	●全て興南邑
		邑長				●1	●1	
	定平郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	永興郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○13	○13	○13	○13	○12	
	高原郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	文川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○5	○5	○5	○5	○4	
	徳源郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	安邊郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	洪原郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○11	○11	○11	○7	
	北青郡	郡守	○	○	○	○	●	
		面長	○17	○14 ●1	○16 ●1	○16	○12	●全て北青面・邑+1939年新浦邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●2	
	利原郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○3	○3	○3	○3	○3	
	瑞川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○9	○9	○9	○9	○9	
	新興郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	長津郡	郡守	○	○	○	(欠員)	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
	豊山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○5	○5	○5	○5	○5	
	三水郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	甲山郡	郡守	○	●	●	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○7	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て恵山面

道	郡	職名	1920年 (7月1日)	1925年 (7月1日)	1930年 (7月1日)	1935年 (7月1日)	1939年 (7月20日)	内地人・面長および朝鮮人邑長の在職面
咸鏡北道	鏡城郡	郡守	●	●	○	○	○	
		面長	○6 ●1	○6 ●1	○6 ●1	○6	○6	●全て羅南面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	明川郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	吉州郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○7	○7	○7	○7	○5	
		邑長	(未)	(未)	(未)	(未)	●1	●全て吉州邑
	城津郡	郡守	○	●	●	●	●	
		面長	○7	○7	○7	○6	○5	
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	●全て城津邑
	富寧郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○8	○8	○8	○8	○8	
	茂山郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○10	○10	○10	○10	○10	
	会寧郡	郡守	●	●	●	●	●	
		面長	○7 ●1	○7 ●1	○7 ●1	○7	○6	●全て会寧面・邑
		邑長	(未)	(未)	(未)	●1	●1	
	鍾城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	稔城郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	慶源郡	郡守	○	○	○	○	○	
		面長	○6	○6	○6	○6	○6	
	慶興郡	郡守	○	○	●	●	●	
		面長	○4	○6	○5 ●1	○4	○4	●全て(雄基面・邑+1935年羅津邑)
		邑長	(未)	(未)	(未)	●2	●1	

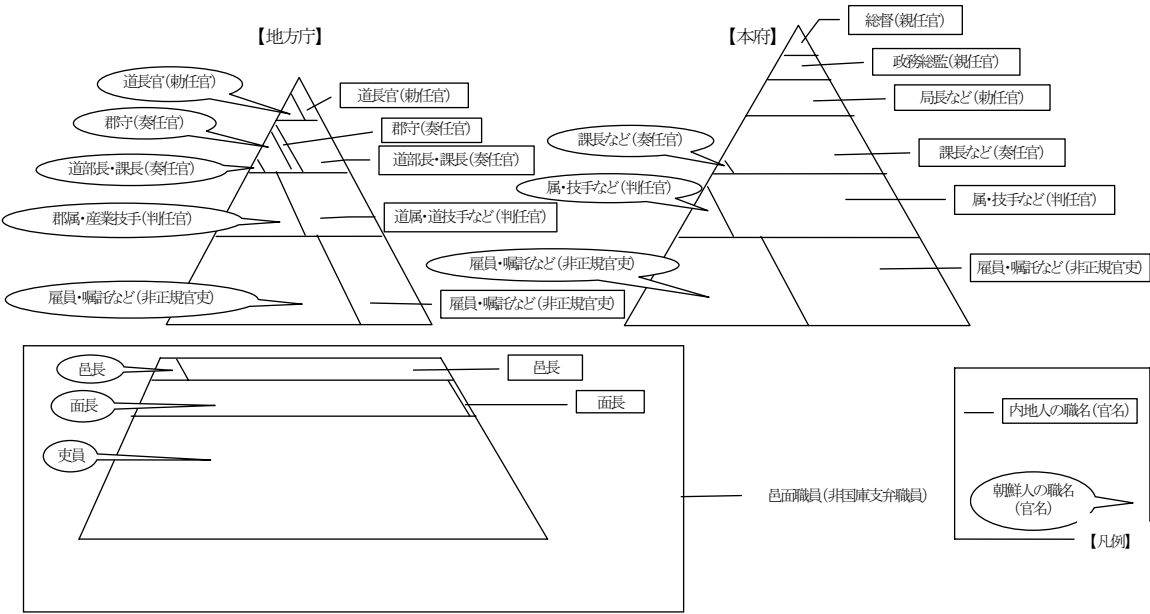
郡守	合計	217(+欠1)	218	217(+欠1)	217(+欠1)	217(+欠1)	
	○朝鮮人 群守数 (%)	○ 201 (92.6)	○ 193 (88.5)	○ 189 (87.1)	○ 189 (87.1)	○ 186 (85.7)	
面長	●内地人 郡守数 (%)	● 16 (7.3)	● 25 (11.5)	● 28 (12.9)	● 28 (12.9)	● 31 (14.3)	
	○朝鮮人 面長数 (%)	○2447 (99.1)	○2448 (98.9)	○2401 (98.6)	○2321 (99.9)	○2245 (99.9)	
邑長	●内地人 面長数 (%)	● 22 (0.9)	● 27 (1.1)	● 33 (1.4)	● 3 (0.1)	● 3 (0.1)	
	合計	(未)	(未)	(未)	49	68	
邑長	○朝鮮人 邑長数 (%)	(未)	(未)	(未)	○ 7 (14.3)	○ 18 (26.5)	
	●内地人 邑長数 (%)	(未)	(未)	(未)	● 42 (85.7)	● 50 (73.5)	

注1 「(欠員)」は郡が存在するが郡守の記載がないもの、「(未)」は、郡・邑が未設置であることを指す。

注2 本表は、『旧植民地人事総覧』朝鮮編(日本図書センター、1997年)の当該年の職員録より、岡本が算出して作成。

注3 本表の面長は、郡に設置されたもののみを対象とした。このほか、島にも面長は設置されていたが、本表からは除外した。

[資料22]朝鮮総督府の本府・地方庁職員の階層図(1935年頃)



批評文(柳承烈)

本稿は朝鮮総督府所属の中央および地方官庁官僚の民族別構成についての研究である。筆者がところどころで「基礎的分析」「基礎的スケッチ」と断定したように、特定時点の朝鮮総督府所属一部官僚について韓国人・日本人別、職級別構成を比較している。ただ、このことと関連して韓国側に既に研究があり、それらに注目していないので残念である。

既存研究が基礎的な部分についての説明が不足したまま、特定の、あるいは個別の側面に焦点を当てて展開されてきたという筆者の指摘は適切である。同時に日本の敗戦まで植民地朝鮮の「内地人官僚と朝鮮人官僚は対等平等な関係ではなく、勤務する日々のなかに民族格差を内包していた」とし、朝鮮人官僚もかなりいたが、上層部は日本人が掌握していたことを多様な統計資料をもとに実証的に確認しており注目される。

筆者はこれまで「帝国日本」的アプローチと異なり、植民地の独自性に注目しながら、朝鮮人官僚、議員、朝鮮勤務日本本土人官僚(「在来者」)、本国と総督府として代弁される植民支配機構の関係、およびこれらに従う植民統治協力者らの様態分析などに新しい関心を喚起している。しかし韓国の研究者の間で展開されている議論に照らし、日本の研究者らが共有している「植民地政治史」の具体的な概念と含意が何であるかという点が気がかりである。また、植民本国(日本)と植民地朝鮮の架け橋の役目をする政治構造についての具体的な研究が必要である。侵略の本格化に伴う帝国の拡大で、日本本国と植民地間の地域的配置が多元化・重層化されたと言えるので、そのような変化を朝鮮に適用した研究を期待する。

筆者は植民地官僚を「植民地政治」の主要なプレイヤーと規定しているようである。しかし植民地政治の主体は植民本国－総督府－日本人官僚－朝鮮人官僚－地方議会参与者－地域有力者層などと多層的であり、それぞれの役割と各階層で表れる特徴も非常に多様だろう。ところがここで筆者は主に植民本国－総督府－日本人官僚および朝鮮人官僚の間で起こる動きに注目するようである。事実そのようなアプローチは植民政策をめぐる統治参与者らの議論という制限性を脱し得ないという指摘が可能である。このような点で「植民地政治史」の範疇と研究対象および方法が、より明確になればと望んでいる。

また、台湾史研究に適用される植民地政府、植民地政権などの用語と概念を植民地朝鮮にもそのまま導入できるのか気になっている。植民地朝鮮と台湾との共通性と差異について、歴史的な文脈と現実的構造を考慮した把握が先になされる必要がある。同時に、政治的行為は広い意味で政治を理解すると言っても「権力」の問題は必須であり、参加・参与を通じて交渉の回路が作られると言えるので、このような側面も考慮すべきではないだろうか。

批評文へのコメント(岡本 真希子)

批評文においては、前半で拙稿そのものへの言及がなされ、後半で拙稿を越えて筆者のこれまでの研究に対する評価がなされている。前半の拙稿に対する批評としては、韓国側の既存研究についての注目不足が指摘されている。この点に関しては、拙稿の注3・4であげた、2008年・2009年に日本で刊行された植民地官僚に関する2冊の書籍において、韓国における研究史整理も行われているので、参照されたい。不親切なきらいは免れないかもしれないが、拙稿の主眼は、植民地官僚に関する実証的な研究が深化する一方で、拙稿の「はじめに」で指摘し批評文でも言及されたように、「既存研究が基礎的な部分についての説明が不足したまま、特定の、あるいは個別の側面に焦点を当てて展開されてきた」点の克服もしくは補完である。特に朝鮮人官僚に関する研究が飛躍的に深化を遂げ、とりわけ1930年代後半以降の戦時体制期の朝鮮人官僚の増大がクローズアップされてはいるが、内地人官僚もまた飛躍的に増加したという点が看過されてきていること―根底には支配体制における官僚組織の膨張がある―、そして両者の関係は総力戦体制期においてもあくまで対等平等ではないまま推移していったことを確認しておきたかった。また、時期を限ったものではあるが、内地人・朝鮮人の両者の民族構成に関する基礎的データを実証的に提示することは、今後の研究の土台となるのではないかと。

後半は、拙稿そのものではなく、筆者の既存研究を読み込んでいただいた上での評価と提言となっているが、ここで応答することが適切かどうかはわからない。例えば、「植民地政治史」に関しては、拙稿では特に言及しなかったので、拙稿のみを読んだのち批評文を読んだ場合には、唐突な感じがあるかもしれない。しかし、さしあたり応答しておくならば、注2の論考において、現在の自分なりの整理を試みるなかで、従来の「植民地政治史」において体制へ「参加」・「参入」を果たした／志向した人々が主に対象化されてきたことがはらむ問題性、「参加」・「参入」から排除される膨大な人々を視野に入れながら考察する必要があることなどを指摘し、また、台湾との関係については、朝鮮・台湾における固有の歴史的文脈を考慮する必要性などを論じたので、参照していただければ幸いである。このほか、「植民本国(日本)と植民地朝鮮の架け橋の役目をする政治構造についての具体的な研究が必要である」という点は、筆者のこれまでの主張でもあり、今後実証を積み重ねてゆく必要性に同意する。また、「侵略の本格化に伴う帝国の拡大で、日本本国と植民地間の地域的配置が多元化・重層化されたと言えるので、そのような変化を朝鮮に適用した研究を期待する」という点であるが、筆者の従来の研究においては、台湾との相関関係も視野にいれながら、朝鮮の位置や変化を確認する作業も進めてきており、「多元化・重層化」する構造の解明という点には同意できるし、また、韓国の研究者においても、そのような研究が相互に蓄積されることを期待したい。